

今回、会議において採決した議事 2.について、次のとおり報告いたします。

記

議 事 2.

(1) 放課後児童クラブ（学童保育）と児童館の1本化について

◎出席者14名中 12名が賛成 よって可決

(2) 指定管理拡充～民間移管について

◎出席者14名中 13名が賛成 よって可決

(3) 乳幼児等医療費助成の拡充について

①600円負担無で 中学生まで拡充 14名中 0名

②600円負担有で 中学生まで拡充 14名中 5名

③現行通り 14名中 9名 よって③で可決

(4) 認定こども園整備について

◎「保育所・幼稚園整備計画」策定するにあたり、年次的な計画とするが
今後、阿波町を最優先すること 14名中 12名が賛成 よって可決

追加提案 (5) 児童発達支援センター施設整備（誘致）

◎出席者14名中 14名が賛成 よって可決

※可決については、阿波市子ども・子育て会議条例第6条第4号（別紙条例参考）に基づき決しています。

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の合議制の機関として、阿波市に子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年阿波市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○阿波市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 8 月 1 日

規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿波市子ども・子育て会議条例(平成 25 年阿波市条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 条例第 6 条第 4 項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、阿波市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)が開く会議(以下「会議」という。)の議決に加わることができない。

(守秘義務)

第 3 条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第 4 条 条例第 7 条の部会は、子育て会議から付託された事項(以下「付託事項」という。)について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時の委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第 6 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、部会について準用する。この場合において、第 2 条中「条例第 6 条第 4 項の規定による」とあるのは「部会の」と、「阿波市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)」が開く会議(以下「会議」という。)」とあるのは「部会」と、第 3 条中「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(子育て会議への報告)

第7条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を子育て会議に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。